平成 18 年 5 月 30 日

各　　位

会 社 名　　川 辺 株 式 会 社
代表者名　　代表取締役社長　吉 田 久 和
（ＪＡＳＤＡＱ・コード８１２３）
問合せ先　　執行役員総務部長 小 田 秀 明
電　　話　　０３－３３５２－７１２３

内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、5 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．基本方針

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識しております。

２．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役及び使用人は取締役会規程その他関連規程に基づき、法令・定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、社長直轄機構である「コンプライアンス委員会」にて、内部統制システムの推進を図る。

（２）監査役は、内部統制システムの機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

３．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスク管理の責任を負うものとし、担当部門に関するリスク管理の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。

５．取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

（１）当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月 1 回定例の取締役会を開催し、法令および定款に定められた重要事項の決定および業務執行状況報告を行う。又、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催する。

（２）取締役会決議事項以外の重要事項の決定は、その審議の迅速化、適正化を図るべく月２～３回必要に応じ開催する経営会議にて行い、取締役会において報告ならびに状況確認を行う。

（３）取締役の監督機能の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会が決定した事項に基づきその職務執行を行う。

６．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１） 子会社に対し、重要事項について、当社への報告を求める。

（２） 子会社監査役に対し、効率的に監督できるよう当社監査役との連携を求める。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

８．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１）取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、または、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事項について速やかに監査役に報告する。

（２）監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役および使用人からの説明を求める。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

（１）監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

（２）監査役は、コンプライアンス委員会と連携を保ち、必要に応じ調査を求める。

（３）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じ会計監査人に報告を求める。

以上